

(様式第1号)

大阪市市民活動推進基金 団体登録申請書

(あて先) 大阪市長 殿

平成21年11月27日

団体名	NPO 法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター
主たる事務所の所在地	〒543-0074 大阪市天王寺区六万本町5-12 大阪少年補導協会内
代表者氏名	堀河 昌子

大阪市市民活動推進基金の助成対象団体として登録したいので、次の書類を添えて申請します。
なお、当団体は大阪市市民活動推進基金団体登録要綱第2条に規定する登録の要件に該当しています。

○大阪市市民活動推進基金 団体登録要綱

第2条 登録を申請できる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体であること。ただし、民法上の公益法人、社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除くものとする。
- (2) 大阪市内に事務所を有し、大阪市内を活動の拠点としていること。
- (3) 継続して1年以上の活動実績があること。ただし、任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体暦を含めるものとする。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

【添付書類】

1. 団体の概要書	※	様式第2号
2. 定款	※	NPO法人は法人設立認証申請時の所轄庁へ提出した書類（写し）
3. 設立趣意書	※	任意の団体は、これと同等と思われる書類（写し）
4. 登記簿謄本（写し）		任意の団体は、これと同等と思われる書類（写し）
5. 前事業年度の事業報告書	※	
6. 前事業年度の収支計算書	※	NPO法人は毎年1回「事業報告書等」として所轄庁へ提出する書類
7. 前事業年度の役員名簿		任意の団体は、これと同等と思われる書類
8. 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿		
9. 申請時の事業年度の事業計画書	※	
10. 申請時の事業年度の収支予算書	※	
11. 直近の総会資料	※	

* 登録団体に認定された場合、登録期間内は様式第1号とともに※印の書類を一般に公開することとし、また、年1回5～11の書類を市長に提出することとします。

(様式第2号)

団体の概要書

団体名	(ふりがな) えぬびーおーほうじん おおさかひがいしやしえんあどぼかしーせんたー NPO 法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター		
主たる事務所の所在地	〒543-0074 大阪市天王寺区六万體町 5-12 大阪少年補導協会内		
代表者氏名	(ふりがな) ほりかわ まさこ 堀河 昌子	構成員数	35 人
設立(活動開始)年月	1996年 4月	NPO法人 認証年月	2002年 2月
主な活動地域	大阪府下全域		
ホームページの有無	① (URL http://www.h6.dion.ne.jp/~ovsac/ / 無		
団体の設立経緯	1995年の阪神淡路大震災後の「大阪YWCA ころのケアネットワーク」ボランティアによる支援活動を母体に、「大阪被害者相談室」として犯罪・事故の被害者に対する支援活動を1996年に開始。2002年に法人格を取得、「NPO 法人大阪被害者支援アドボカシーセンター」と名称を変更した。2008年9月に大阪府公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けた。		
これまでの主な活動実績	① 電話相談・面接相談：2009年10月までの総支援回数 8068回 ② 直接的支援（警察、検察庁、裁判所、行政機関、医療機関等への付添い、代理傍聴、関係機関との連絡調整、被害者への情報提供など）：2009年10月までの総支援回数 1422回 ③ 広報啓発活動： ・シンポジウム、講演会の開催（毎年1回～2回） 例 2008年度 被害者支援シンポジウム「犯罪被害者の現状と必要な支援」 講師：本村洋氏（殺人事件被害者遺族） 他 2009年度 被害者支援シンポジウム 2009「いのちの大切さを考える」 講師：鈴木共子氏（交通犯罪被害者遺族） ・他機関開催の講演会、研修会への講師派遣 2008年度 37回 ・啓発用小冊子「犯罪被害にあうということ～あなたに知ってほしいこと、あなたにできること～」発行。2004年初版以来改訂を重ね、約5000部を関係機関等に配布済み。 ④ 支援者養成活動： ・支援者養成講座の開講（基礎コース全10回および専門コース全5回を毎年開講し、一般市民、行政・関係機関等の被害支援担当者が毎年約50名受講している。受講生の中から新たなセンターの支援活動員を認定している。） ・各種研修会（現支援活動員の支援スキルと資質向上のための研修会を毎年約20回開催している。）		
事業年度	4月 1日 から 3月 31日		
活動分野	※ 下表「活動分野別リスト」の番号をご記入ください。 1、2、8、10、11		

【活動分野別リスト】

- | | | |
|-------------------|--------------|------------------|
| 1 保健・医療・福祉の増進 | 7 地域安全 | 13 科学技術振興 |
| 2 社会教育の推進 | 8 人権擁護・平和の推進 | 14 経済活動活性化 |
| 3 まちづくりの推進 | 9 国際協力 | 15 職業能力開発・雇用機会拡充 |
| 4 学術・文化・芸術・スポーツ振興 | 10 男女共同参画 | 16 消費者保護 |
| 5 環境保全 | 11 子どもの健全育成 | 17 市民活動支援 |
| 6 災害救助 | 12 情報化社会 | |

貴団体の活動において、NPOならではの特性を活かしている点	犯罪や事故の被害者に支援を行う機関は、警察署、検察庁、保護観察所、行政等公的機関にもある。しかし、いずれの機関も当該機関の業務が終了した後に支援体制をとることは難しい。しかし、犯罪被害者が抱える諸問題は、警察の捜査が終わったから、裁判が終わったから、また加害者が刑務所から出所したからといってすべて解消するものではない。当センターは民間ならではのしがらみのなさ、フットワークの軽さで、事件直後から長期にわたり途切れることのない支援活動を行うことができる。また、いずれの関係機関とも等距離を保っているため、被害者が求めているより適切な支援を行うことも可能である。
貴団体の活動を多くの市民に周知するためにやっていること	ホームページの運営 リーフレットの作成と配布 シンポジウム・講演会等の開催 ニューズレターの発行 各種研修会、講習会への講師派遣
貴団体の活動における現在の課題	支援活動や人材育成のためには安定した財政基盤が不可欠であるが、収益事業は行っておらず、会費・寄付等に依存する財政は逼迫している。また、センターの存在および支援について、一般市民への周知が不十分である。
貴団体の活動の将来展望	2004年に制定された「犯罪被害者等基本法」を受け2005年に作成された「犯罪被害者等基本計画」では①犯罪被害者の尊厳にふさわしい処遇の保障 ②個々の事情に応じて支援が適切に行われること ③必要な支援等が途切れることなく行われること ④国民の総意を形成しながら被害者支援が展開されること という基本方針が出された。当センターはこれらの基本方針が全うされた社会づくりに貢献できるよう、また支援を必要とされるできるだけ多くの被害者により適切な支援を行えるように、活動を充実させていきたい。
当基金に登録を希望する理由	大阪府下では多くの犯罪被害者が生まれているが、当センターの存在、活動はまだまだ広く周知されていない。インターネット情報等からようやくセンターに連絡をとることができた被害者から「もっと早く支援センターのことを知りたかった」と言われることが多々ある。センターのことを知らないままに必要な支援を受けることができないでいる被害者も多い。センターではリーフレット等の作成、シンポジウム開催等により広報啓発活動を行っているが、まだ十分とはいえない。今後さらにセンターとその活動を広く周知させるために、幅広い広報啓発活動を行っていきたく、そのための財源を確保したい。
貴団体が当基金をPRするためにできること	ホームページでの記載、リンク ニューズレターへの記載 シンポジウム等広報啓発事業のプログラムへの記載
市民に対するPR	※市民に向けPRメッセージをお書きください。 犯罪や事故などの被害にあうと、今まで体験したことのないようなことが一度に押し寄せ、生活が一変します。私たちは、被害にあわれた方が元の平穏な生活を取り戻せるようにお手伝いしている民間団体です。具体的には、犯罪・事故等の被害者やその家族・遺族の方々に対し、電話相談、面接相談、直接的支援を全て無料で行っています。これらの支援活動は、被害者支援に必要な専門的な訓練を受けた支援活動員が行い、被害者の情報や秘密が外にもれることはありません。
確認事項	この申請書に記載する事項に間違いありません。 代表者氏名 堀河 昌子 (氏名自署の場合は印不要)

(非公開) *この用紙は閲覧の対象ではありません